


規制改革推進に関する中間答申(令和4年12月22日規制改革推進会議決定) (抜粋)

第一部: 当面の規制改革の実施事項

Ⅱ 各個別分野における実施事項

1. スタートアップ・イノベーション ア 海外起業人材の活躍に資する制度見直し

- f 金融庁は、財務省と連携しながら、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を国内金融機関に対して申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。



■ 金融庁において、関係省庁及び業界と調整の上、2月、預金取扱金融機関に対し、外国人起業活動促進事業又は国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業を活用する外国人起業家から、入国後6月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業準備活動計画確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座を提供するよう、要請を行った。

■ 今後、預金取扱金融機関との意見交換会なども活用し、要請内容の周知・徹底を図っていく。